2023年6月20日
佐賀県保険医協会
会長　藤戸好典

健康保険証の廃止は撤回を（声明）

参議院本会議は６月２日、健康保険証廃止を含むマイナンバー法等改定法案を与党などの賛成多数で可決した。各種証明書等の誤交付、公金受取口座や医療情報の誤登録などシステムの根幹に関る深刻な事態が次々と明らかになる中、法案成立を強行したことに強く抗議する。

「無保険」扱いをつくり出す

健康保険証廃止法案は、保険者が全ての被保険者に健康保険証を交付する義務を被保険者からの「申請主義」に転換するものである。「無保険」扱いとなる者を政策的につくり出す愚策であり、国民皆保険制度を崩壊に導くものと言っても過言でない。マイナンバーカードに「メリットがある」というならば希望する者が利用すればよいだけである。なぜ健康保険証を廃止しなればいけないのか全くもって合理性がない。マイナンバーカードを利用しない/できない者を医療から切り捨てるような施策は到底認められるものではない。

保険料払って 10 割負担

マイナンバーカードで受診した者はどうか。佐賀県保険医協会が行った会員調査でも、保団連が全国の医療機関で実施した調査結果でも、６割超の施設でオンライン資格確認でトラブルが発生し、「資格無効・該当なし」などと表示されている。国を信用して健康保険証も持参しないままマイナンバーカードで受診した場合、「資格なし」となれば「10 割全額」負担となってしまう。この点での批判を受けて政府は最近になって急遽「一旦 3 割負担、後で清算」と説明し始めたが、療養担当規則等の法令で保険医療機関は資格確認行為が求めらており、この説明では医療現場の不安と混乱は広がるばかりだ。

全容解明なければ医療事故の危険も

他人の情報紐付け（2022 年：約 7,300 件）について、厚労省は全国の健保組合等に登録データ点検を依頼し、８月以降に結果を公表するとしている。加えて、本会の調査では、本人情報と他人情報が同時に表示されたとの声が複数の医療機関より寄せられている。佐賀県では他人の情報紐付けの事例は発表されていないが、マイナカードを利用する患者が少なく他人情報紐付けが顕在化していないだけのことだ。誤登録をめぐる事態の全容も見通せない。

他人の医療情報の紐付けは投薬・治療情報の取り違えにつながり、医療事故を招きかねない重大問題である。

隠ぺい・現場に責任転嫁

そもそも、医療情報の誤登録、公金口座の誤登録やマイナポイント誤交付にしても、国の強引なマイナンバーカード普及推進策の下で起きるべくして起きたエラーである。しかし、厚労省やデジタル庁は公表を遅らせたあげく、自治体や保険者に責任をなすりつける姿勢に終始している。

検証と保険証廃止の撤回を

トラブルが出て来て初めて泥縄式に対応するのではなく、マイナンバーカードの制度設計に問題がなかったかどうか一旦足を止めて全体を検証すべきである。同時に、健康保険証の廃止は撤回すべきである。